

## 税務専門課程 第12期 税務・徴収コース (平成26年8月19日～10月1日)

課 目 名	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	神奈川県相模原県税事務所 納税課長 桐生芳樹 <プロフィール>  税務行政歴 25年 ・ 県税事務所 納税課 23年 ・ 税務課 高額滞納整理担当 2年
ね ら い	複雑多岐にわたる滞納者の債務の状況に対応するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律について解説するとともに、具体的な事例に即した演習を通じて、滞納処分と強制執行手続が競合した場合の調整について理解を深める。
講 義 概 要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 滞調法の基礎的な法律知識の修得のために、実務に即した解説を行う。</li><li>・ 特に、知識活用の場面の多い不動産及び債権を中心に解説を行う。</li><li>・ 事例問題の検討・討議を通して、知識の確認、応用力の修得を目標とする。</li></ul>
受 講 上 の 注 意	知識の確認のためグループによる事例検討及び検討結果発表・討議を行う。
使 用 教 材	講義レジュメ 税務六法
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	民事執行法